

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る情報の安全管理に関する規則」(新旧対照表)

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る情報の安全管理に関する規則」の一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(機密情報の取扱い)</p> <p>第 24 条 会員は、顧客の重要情報のうち、顧客に損失が発生する可能性のある情報(機密情報)のうち、次の各号に掲げる情報について、暗号化、ハッシュ化及びマスキング等の管理ルールを定めなければならない。</p> <p>(1) 暗証番号</p> <p>(2) パスワード</p> <p><u>(3)</u> その他顧客に損失が発生する可能性のある情報</p>	<p>(機密情報の取扱い)</p> <p>第 24 条 会員は、顧客の重要情報のうち、顧客に損失が発生する可能性のある情報(機密情報)のうち、次の各号に掲げる情報について、暗号化、ハッシュ化及びマスキング等の管理ルールを定めなければならない。</p> <p>(1) 暗証番号</p> <p>(2) パスワード</p> <p><u>(3)</u> クレジットカード情報</p> <p><u>(4)</u> その他顧客に損失が発生する可能性のある情報</p>